

有機無限大（∞）チャレンジ推進事業補助金交付要綱

令和 8年 6月 15日制定

（趣 旨）

第1条 有機農業は輸入化学肥料や化学農薬等に依存しない栽培方法であり、資材価格高騰の影響を受けにくい栽培体系である。そのため、県は、有機農業に取り組む者であって知事が認める農業者等（以下「事業実施主体」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象及び補助率）

第2条 福島県知事（以下「知事」という。）は、事業実施主体が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の補助率は別表1のとおり。

（事業の実施）

第3条 事業実施主体は知事が別に定めるところにより事業実施計画書を作成する。

2 事業実施主体は、前項で作成した事業実施計画書の提出については、知事が別に定めるところにより行うものとする。

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の申請書は、交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限及び提出部数は知事が別に定める。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第5条 事業実施主体は、規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表1の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体が規則第18条の規定を遵守するために必要な事項。
- (2) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、処分制限期間内に処分（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に付することをいう。以下同じ。）する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

3 事業実施主体は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

(変更の承認申請)

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況の報告)

第10条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、実施状況報告書(第4号様式)により、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において、当該年度の12月20日まで行うものとする。ただし、当該年度の11月において概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告にかえることができるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書(第5号様式)により、当該事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日。)のいずれか早い日までに行うものとする。

2 事業実施主体は、前項の実績報告を行うにあたり当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、第11条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき

補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、第7条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による（当該省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号））による）。
2 その取得価格が50万円を超えるもの	

(権限の委任)

第16条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって別表1に掲げる事業に係るものは、所轄の福島県農林事務所の長に委任する。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を大きく越えるなど営農範囲が広域に及ぶ農業者が事業実施主体である場合を除く。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表1（第2条、第6条関係）

区分	補助率	重要な変更
1 有機無限大（∞） チャレンジ支援事業 （1）有機農業のスタート支援	定額（ただし機械導入は1/2以内） 補助額の上限は合計100万円以内とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の変更 ・事業費の30%以上の増減 ・県補助金の増
（2）「有機×○○」 にチャレンジする担い手支援	定額（ただし機械導入は4/10以内） 補助額の上限は合計300万円以内とする。	

第1号様式（要綱第4条関係）

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長
（福島県知事）

住所又は所在地
事業実施主体 名 称
氏名又は代表者の氏名

有機無限大（∞）チャレンジ推進事業補助金交付申請書

（元号）〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、金〇〇円を交付してくださるよう申請します。

記

- 1 事業の目的等
添付した事業実施計画書のとおり
- 2 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先
- 3 収支予算書
（1）収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

（2）支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業実施主体が確認できる書類（農業者は耕作証明書等、法人は全部証明書）の写し
- (3) 直近の決算書または税務申告書類等の写し。ただし、事業実施年に新たに就農を開始した者を除く。
- (4) 法人は事業実施を決議した会議等の議事録の写し
- (5) その他必要な書類

注1 軽微な変更があった場合においては、交付決定がなされた計画を容易に比較できるように二段書きとし、変更前を上段に（ ）書きとすること。

注2 用紙の大きさは、A列4番とする。

第2号様式（要綱第7条関係）

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長
（福島県知事）

住所又は所在地
事業実施主体 名 称
氏名又は代表者の氏名

有機無限大（∞）チャレンジ推進事業変更（中止・廃止）承認申請書
下記により（元号）〇〇年度有機無限大（∞）チャレンジ推進事業の事業実施計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項〔第2項〕の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第3号様式（要綱第9条関係）

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長
（福島県知事）

住所又は所在地
事業実施主体 名 称
氏名又は代表者の氏名

有機無限大（∞）チャレンジ推進事業補助金概算払請求書

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付け福島県指令〇第〇号で交付決定のあった有機無限大（∞）チャレンジ推進事業補助金について、金〇〇円を概算払により交付してくださるよう請求します。

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第4号様式（要綱第10条関係）

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長
（福島県知事）

住所又は所在地
事業実施主体 名 称
氏名又は代表者の氏名

有機無限大（∞）チャレンジ推進事業実施状況報告書

（元号）〇〇年度有機無限大（∞）チャレンジ推進事業の遂行状況について、福島県有機無限大（∞）チャレンジ推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 事業遂行状況

（（元号） 年11月30日現在）

総事業費	出来高事業費	進捗率	残事業費	完了 予定年月日	備考
円	円	%	円		

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長
（福島県知事）

住所又は所在地
事業実施主体 名 称
氏名又は代表者の氏名

有機無限大（∞）チャレンジ推進事業実績報告書

（元号）〇〇年度において、下記のとおり有機無限大（∞）チャレンジ推進事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的等

添付した事業実施計画書のとおり

2 事業の内容及び経費の配分

（1）収入の部

区分	本年度精算額 円	本年度予算額 円	比較増減		摘要
			増 円	減 円	
計					

（2）支出の部

区分	本年度精算額 円	本年度予算額 円	比較増減		摘要
			増 円	減 円	
計					

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第6号様式（要綱第11条第3項関係）

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長
（福島県知事）

住所又は所在地
事業実施主体 名 称
氏名又は代表者の氏名

（元号）〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付け福島県指令〇〇第〇〇号により交付決定通知があった有機無限大（∞）チャレンジ推進事業の補助金について、有機無限大（∞）チャレンジ推進事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 区分	
2 事業主体名	
3 福島県補助金等の交付等に関する規則第14条に基づく確定額（（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号による額の確定通知額）	金 円
4 補助金の確定時における消費税仕入控除税額	金 円
5 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	金 円
6 県補助金返還額（5－4）	金 円

（注）別添参考となる書類（5の金額の積算の内訳等）